

第五章 附則

1. 施行期日

今改正法における特許制度の改正は、技術的特徴の異なる別発明への補正の禁止、分割制度の濫用防止、分割の時期的制限の緩和及び外国語書面の翻訳文提出期間の延長を内容としており、今回の特許制度改正の趣旨を十分に制度利用者にも周知するとともに、施行に必要な準備を行う必要がある。

こうした観点から、特許制度改正に係る規定の施行日は、「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」（平成19年4月1日：平成18年政令第340号）とした。

2. 経過措置

◆附則第3条

（特許法の改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）
第十七条の二、第十七条の三、第三十六条の二、第四十一条、第四十四条、第四十六条の二、第四十九条から第五十条の二まで、第五十三条、
第五十九条及び第六十三条の規定は、この法律の施行後にする特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願については、なお従前の例による。

2 （略）

(1) 技術的特徴の異なる別発明への補正の禁止及び分割制度の濫用防止に係る経過措置（特許法第17条の2、第41条、第49条から第50条の2まで、第53条、第159条及び第163条関係）

特許審査の実体的要件に係る規定については、改正法施行前になされた特許出願について改正後の規定を適用することは法的安定性の観点から好ましくない。また、審査の着手時期によって補正の制限が異なることとすると、公平性の観点から問題であると考えられる。

このため、補正の制限については、改正法施行日以後の特許出願から適用することとし、施行日前にした特許出願については、なお従前の例によることとする。

(2) 分割の時期的制限の緩和に係る経過措置（特許法第44条第1項、第5項及び第6項関係）

分割の時期的制限の緩和については、分割出願制度の濫用防止の観点から、分割制度の濫用防止と併せて適用することが適切と考えられる。

このため、分割の時期的制限の緩和については、改正法施行日以後の特許出願から適用することとし、施行日前にした特許出願については、なお従前の例によることとする。なお、特許法第44条第1項は「もとの特許出願」について出願を分割することができる時期を定めたものであるから、「もとの特許出願」が施行日前に出願されたものである場合には、仮に施行日以降に分割をする場合であっても改正法は適用されない（特許査定後、拒絶査定後の分割は認められない）。また、この場合には、「新たな特許出願」の出願日は「もとの特許出願」の出願日に遡及することとなり（特許法第44条第2項）、「新たな特許出願」についても改正法は適用されない。

(3) 外国語書面出願の翻訳文提出期間の延長に係る経過措置（特許法第17条の3、第36条の2、第44条第2項及び第46条の2関係）

改正法施行前に特許出願をした者は、出願当初より法定の翻訳文提出期間が

第二部 特許法の改正項目

出願日から2月以内であることを前提に出願手続をしたのであるから、このような出願についてまで出願日から1年2月の翻訳文提出期間を認める必要性は薄いものと考えられる。また、改正法施行前になされた外国語書面出願について、特許庁に係属している最中に、手続に係る適用規範が変更されることは、不測の実務上の混乱を招来しかねず、出願人、特許庁、第三者のいずれにとっても好ましくない。

このため、外国語書面出願の翻訳文提出期間の延長については、改正法施行日以後の特許出願から適用することとし、施行日前にされた特許出願については、なお従前の例によることとする。